財務総合政策研究所 ランチミーティング

多様化するESG情報開示基準等の果たす役割と課題

2019.12.20

ニッセイアセットマネジメント ESG推進室/投資調査室 チーフ・アナリスト 林 寿和

(注)本資料に記載されている内容、ならびに発言は全て個人的見解であり、 所属組織を代表するものではありません。

本日の発表のポイント

- 主に2000年以降、非財務情報(ESG情報)の開示に関する基準等が相次いで開発・導入されている
- 多様化する開示基準等は、ESG投資家の情報ニーズの多様化がその一 因であるという見方ができよう
- 一方で、「乱立」とも言える開示基準等が引き起こしている課題(企業における「開示疲れ」や開示情報の比較可能性の欠如など)に対する懸念の声が強まっており、開示基準等の整合性の向上、さらには効果的なコンバージェンス(収斂)に向けた議論が高まっている

i. ESG情報開示を巡る現状確認

- ii. 多様化するESG情報開示基準等:その意義・特徴
- iii. ESG情報開示基準等に生じている課題:
 - 課題① 整合性の向上
 - 課題② 効果的なコンバージェンスの可能性

企業・投資家の変化

• 企業/投資家双方にESGを考慮する取組みが広がっている

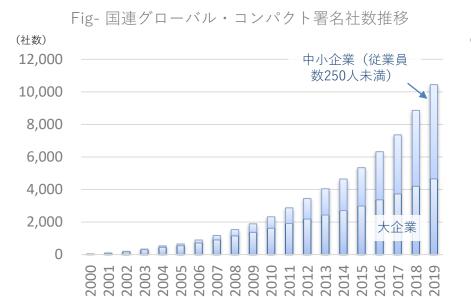




Fig- 国連責任投資原則(PRI)署名機関数・資産総額推移

国連グローバル・コンパクト(UNGC)

人権 原則1: 人権擁護の支持と尊重 原則2: 人権侵害への非加担

労働 原則3: 結社の自由と団体交渉権の承認

原則4: 強制労働の排除

原則5: 児童労働の実効的な廃止 原則6: 雇用と職業の差別撤廃

環境 原則7:環境問題の予防的アプローチ

原則8: 環境に対する責任のイニシアティブ 原則9: 環境にやさしい技術の開発と普及

腐敗 原則10: 強要や贈収賄を含むあらゆる形態の腐敗防止の取組み 防止

→署名する組織は、10原則の実践状況の定期活動報告が求められる

国連責任投資原則(PRI)

2008 2009 2010

1. 私たちは投資分析と意志決定のプロセスにESGの課題を組み込みます。

2012 2013 2014 2015

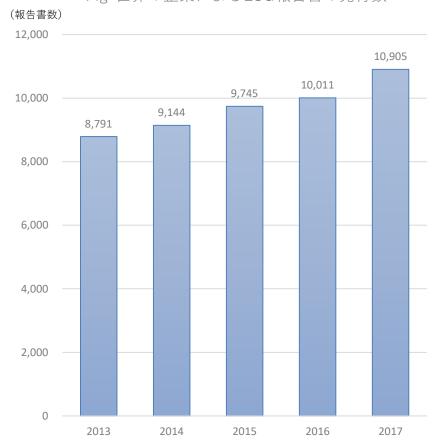
2011

- 2. 私たちは活動的な(株式)所有者になり、(株式の)所有方針 と(株式の)所有慣習にESG問題を組み入れます。
- 3. 私たちは、**投資対象の主体に対してESGの課題について適切な 開示を求めます**。
- 4. 私たちは、資産運用業界において本原則が受け入れられ、実行に移されるように働きかけを行います。
- 5. 私たちは、本原則を実行する際の効果を高めるために、協働します。
- 6. 私たちは、本原則の実行に関する活動状況や進捗状況に関して報告します。

ESG情報開示の潮流

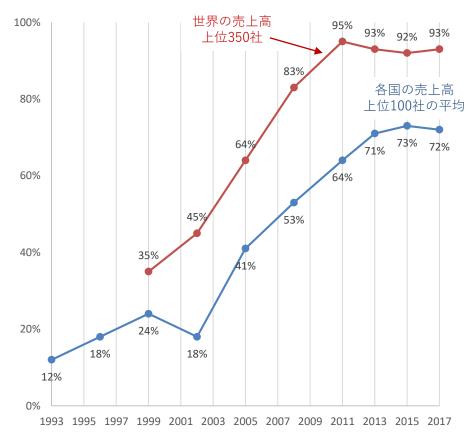
- 企業によるESG情報を掲載した報告書の発行数は世界で年々増加(左)
- 規模の大きい企業においてはその大半が発行している状況(右)

Fig-世界の企業によるESG報告書の発行数



出所: CorporateRegister.comを基にして作成(2019年11月5日アクセス)

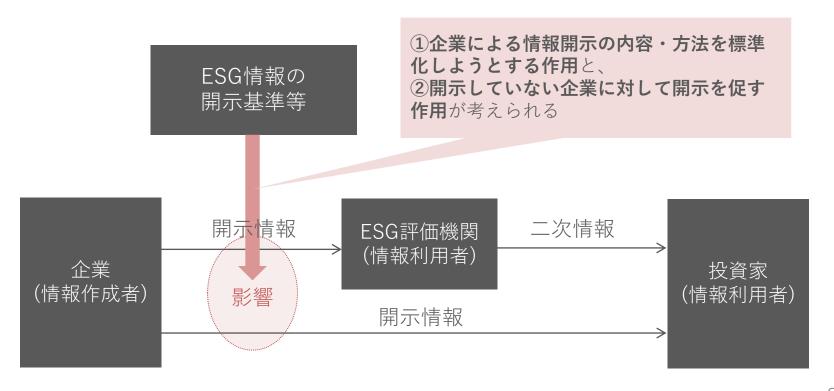
Fig-世界の大企業に占めるESG報告書の発行割合推移



出所:KPMG(2017)"The road ahead: the KPMG Survey of Corporate Responsibility Reporting 2017"を基にして作成 5

開示されたESG情報の流れ

- 企業が開示するESG情報は、投資家(アセットオーナー・運用機関等)が 直接参照する場合のほか、ESG評価機関による加工を経て二次的に利用さ れる場合がある
- 企業が開示基準等を参照するか否かは「任意」であるが、実態として、企業による情報開示に影響を及ぼしている(どのような情報を開示するか = What、どのような形態で開示するか=How)



【参考】ESG評価機関の例

• 世界各国に様々なESG評価機関が存在し、機関投資家がESG投資を実践する際等に活用されている

						特定領域特化型			
	グロ	一バルに企	業分析を行う	ESG格付け	機関	データプロ	コバイダー	環境面特化	ESGリスク 特化
社名	EIRIS	MSCI ESG Research	Oekom Research	Sustainalytics	Vigeo	Asset4	Bloomberg	Trucost	RepRisk
本社所在国	英国	米国	ドイツ	オランダ	フランス	スイス	米国	英国	スイス
設立年(または、ESG情報提供開始年)	1983	2010	1993	2008	2002	2003	2009	2000	1998
ESG企業格付け(レーティング)の提供	•	•	•	•	•				
特定ビジネス等への関与調査の提供	•	•	•	•	•				•
企業不祥事・企業批判等のモニタリング・ アラートの提供	•	•	•	•	•	•			•
ESGを考慮した株価指数の提供	•	•	•	•	•	•	•		
アナリストの人数	64	70	64	70	80	130	35	20	43
調査対象企業数	3,300 3,700 13,000%	5,000 30,000%	3,500	4,500	2,800	4,000	5,500 11,000%	4,500	46,000

(図表注1)提供しているプロダクトによって調査対象企業数が異なる。

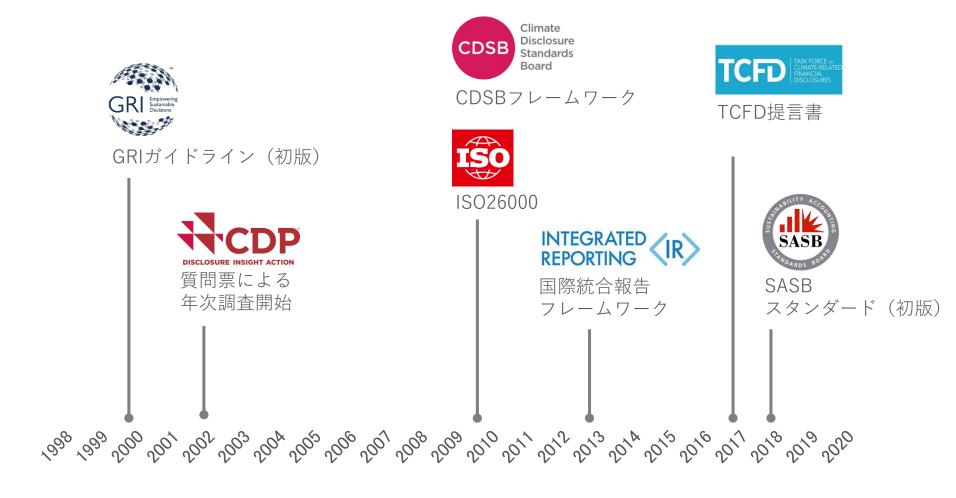
(図表注2) 各機関について最新の状態と異なっている可能性がある。

(出所) Novethic [2014] から一部抜粋

出所:林寿和[2016]「高まるESG情報の重要性一投資家から見たESG情報の類型とESG情報提供機関の役割・動向を中心に一」『証券アナリストジャーナル』 第54巻第1号, 46頁.

- i. ESG情報開示を巡る現状確認
- ii. <u>多様化するESG情報開示基準等:その意義・特徴</u>
- iii. ESG情報開示基準等に生じている課題:
 - 課題① 整合性の向上
 - 課題② 効果的なコンバージェンスの可能性

相次いで導入されたESG情報の開示基準等



開示基準等の概要

h 11.	114	
名称 		error erro
GRIスタンダード	ESG全般	経済・環境・社会の各項目についての開示項目・指標を設定2015年に基準(スタンダード)という位置付けを明確化するため名称を変更(ガイドライン→スタンダード)
CDP質問票	気候・水・森林	気候・水・森林への対応に関する質問票を毎年企業に送付し、その回答内容の分析結果等を機関投資家や顧客企業に向けに提供質問票調査であり、情報開示のための基準等ではないが、企業の情報開示の内容に実質的に影響を与えている
CDSB フレームワーク	環境・気候	投資家にとって有益な環境及び気候に関する情報を、企業の主要な報告書において開示するためのアプローチを定めたフレームワーク
ISO26000	ESG全般	・企業を含む組織が社会的責任を果たすためのガイダンス規格・情報開示のための基準等ではないが、企業の情報開示の内容に実質的に影響を与えている
国際統合報告 フレームワーク	財務ESG全般	財務情報と非財務情報を関連付け、組織がどのように長期にわたって 価値を創造するかを説明する統合報告書という新しい開示形態を創出統合報告書を作成するうえでの内容要素や考え方が示されている
TCFD提言書	ESG全般	気候変動関連の財務情報を主要な年次報告書等で開示するよう提言金融安定理事会(FSB)によって設立されたタスクフォースにて検討が 行われた
SASBスタンダード	ESG全般	77の産業別に具体的な開示項目・指標を設定開発段階では米国企業のための開示基準を志向していたが、最終的には世界の企業のための開示基準へと位置付けを変更産業別の基準開発にあたっては、のべ2,800人を超える実務家が関与

企業による活用の現状

名称	企業への浸透状況(グローバル)				
一		うち、日本企業			
GRIスタンダード	√ 3,964の組織 が準拠または参照 (2017年の報告について)	✓ 147の組織			
CDP質問票	✓ 7,018社が情報開示 (2018年度。気候・水・森林のいずれかに回答した、投資家要請とサプライヤー回答の合計)	✓ 319社 (2018年度。気候のみ。 サプライヤー回答を除く)			
CDSBフレームワーク	✓ 374社(30か国)が使用	データなし			
ISO26000	データなし	データなし			
国際統合報告 フレームワーク	✓ 1,700+の組織 (72ヵ国) が発行	✓ 414社 (2018年)			
TCFD提言書	✓ 293社がサポーター (事業会社のみ)	✓ 124社			
SASBスタンダード	✓ 314社が開示情報で言及 (2019年初~同年8月31日まで)	データなし			

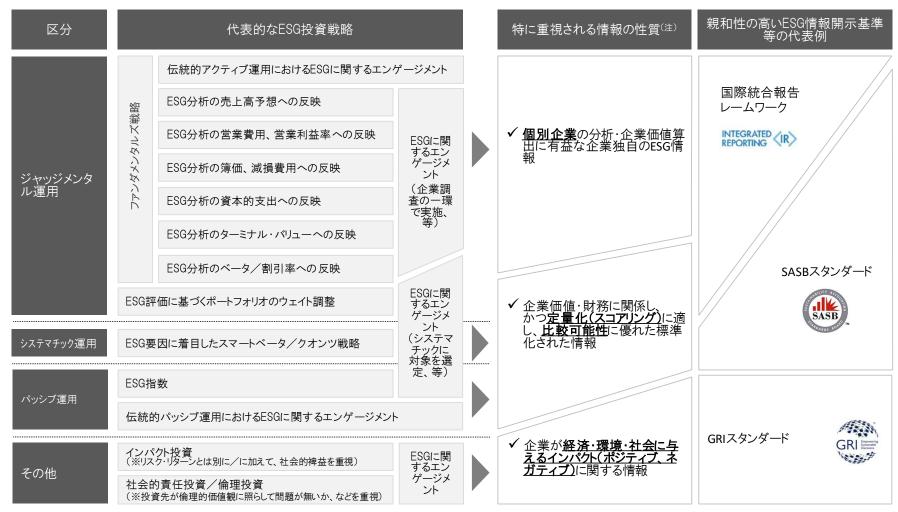
ESG情報開示基準等の「立ち位置」の違い

• 開示基準等は(i)開示情報の性質、(ii)基準等の設定アプローチによって分類 すると、下図のような「立ち位置」の違いが存在する

		開示情報の性質						
		環境・社会への影響 (インパクト)に関する 情報	企業の 財務パフォーマンス (経営成績・財務状態等) に 関連する情報					
設定アプ・	原則主義 (柔軟、 実質性)	■ ISO26000	■ CDSBフレームワーク ■ 国際統合報告フレームワーク ■ TCFD提言書					
ローチ	細則主義 (標準化)	■ CDP質問票 ■ GRスタンダード	■ SASBスタンダード					

「立ち位置」の違いは「差別化」戦略

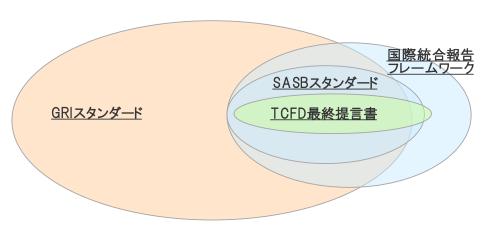
- ESG投資戦略によって情報ニーズに違いが存在する
- 「立ち位置」の違いは、開示基準等による「差別化」戦略と解釈できる



注:あくまで各戦略において特に重視されると考えられる情報の性質を記載したものであり、これに該当しない情報が活用されないことを意味していない 出所:CFA Institute & PRI (2018) "Guidance and case studies for ESG integration. equities and fixed income," その他各種資料をもとにニッセイアセットが作成

「マテリアリティ」(重要性)の考え方の比較

• 「どのような情報を開示すべきか」を左右する「マテリアリティ」の考え 方は、開示基準等によって大きく異なっている



	GRIスタンダード	国際統合報告フレームワーク	SASBスタンダード	TCFD最終提言書
分類	(投資家を含む)マルチ・ステークホ ルダーにとってのマテリアリティ		投資家にとってのマテリアリティ (財務面でのマテリアリティ)	
マテリ アリティ の定 義・考 え方	 報告組織が経済、環境、社会に与える著しいインパクトを反映する項目、または ステークホルダーの評価や意思決定に対して実質的な影響を及ぼす項目 	短、中、長期の組織の価値創造能力に 実質的な影響を与える事象	企業の所在場所にかかわらず、産業における典型的な企業の経営成績や財務状態に当然、影響を与えると考えられるサステナビリティ課題のミニマム・セット ※「投資家の関心」及び「財務への影響」に関するエビデンスに基づいて開示項目・指標を決定	公開企業が年次財務報告書類において開示する法的義務を負っている重要な情報 ※ G20の大半の法的管轄区域において、公開企業は財務報告に気候関連情報を含めてマテリアルな情報を開示する義務を負っている

出所:「GRI 101:基礎2016」、国際統合報告フレームワーク日本語訳、SASBホームページ、TCFD最終提言書、その他各種資料をもとにニッセイアセットが作成

出所: GPIF (2019) 「GPIF委託調査研究: ESG に関する情報開示についての調査研究 報告書 《概要》」 22頁

ESG情報開示基準等の特徴:国際統合報告フレームワークの位置づけ

• 国際統合報告フレームワークは、他のスタンダードと「代替的」 (Substitutionally)な関係ではなく、「補完的」(Complementary)な関係 と考えられる

"IIRCは、統合報告に関し、ハイレベルな原則主義に基づいたフレームワークを確立した。その発足 のときからIIRCが、どのような情報が測定され報告されるべきかを特定するような基準設定主体とな る意図を有していないことは明らかであった。この役割は他の3団体(注: GRI、SASBなど)の任務 であり、IIRCとは明確に相互補完的なのである。それぞれが企業が選択し統合報告に取り組む非財 務情報について、インプットを提供するのである"

出所: Eccles, R. G. and Krzus, M. P. (2014) The integrated reporting movement: Meaning, momentum, motives, and materiality. John Wiley & Sons, pp. 289 (邦訳:ロバート・G・エクレス、マイケル・P・クルス (著)、北川哲雄(翻訳)、KPMGジャパン統合報告アドバイザリーグループ (翻訳) (2015) 『統合報告の実際―未来を拓くコーポレートコミュニケーション』日本経済新聞出版社、232頁) より抜粋。下線及び注はニッセイアセットが追記

出所:GPIF (2019)「GPIF委託調査研究:ESG に関する情報開示についての調査研究 報告書 《概要》」 26頁

ESG情報開示基準等の特徴:ビジネスモデルの開示

- 国際統合報告フレームワークが求めるビジネスモデルの開示は、同フレームワークの最大の特徴の一つ
- ジャッジメンタル運用にESG情報を活用する投資家を中心に、その情報 ニーズは高いものと推察される

国際統合報告フレームワークにおけるビジネスモデル

【ビジネスモデルとは】

組織の戦略目的を達成し、短、中、長期に価値を創造することを目的とした、事業活動を通じて、インプットをアウトプット及びアウトカムに変換するシステム

【ビジネスモデルの説明に含む構成要素】

- 主要なインプット
- 主要な事業活動
- 主要なアウトプット
- 主要なアウトカム



【説明をより効果的、読みやすいものにするための特徴】

- ビジネスモデルの主要な要素を明確に特定すること
- 主要な要素を強調するとともに、その組織にとっての関連性について 明確な説明を付した図
- 組織固有の状況を反映し、論理的である説明的記述
- 重要なステークホルダー、その他支えとするもの(例えば、原材料)、 及び外部環境に影響を与える重要な要因の特定
- 他の内容要素に適用される情報との結合性:戦略、リスクと機会、実績(KPI及び費用抑制や収益などの財務的考慮を含む)など

出所:国際統合報告フレームワーク(日本語訳)

(参考)経営学研究におけるビジネスモデル

- ■ビジネスモデルに関する新聞記事・論考は、eコマースが広まった1995年頃を境に急増。情報通信技術の発展が、企業が「どのようにして設けるか」についての仕組み・方法の多様化をもたらし、研究者・実務家によるビジネスモデルへの関心が高まった
- 研究によって、ビジネスモデルの概念・構成要素は様々であり、 実務的にも理論的にも統一した見解が存在しない
- 先行研究におけるビジネスモデルの捉え方の傾向は以下
- (1)ビジネスモデルの**コアの概念に価値**が位置付けられている
- ②企業の価値創出のプロセスを静的にとらえるのではなく、**ダイナ** ミックなプロセス、メカニズム</u>として捉えている。企業がどのよう な組織と財務的構造を持つか、企業がどのように事業活動を 行い、いかに所有している資源と能力を活用して、価値を実現 するかを提示するものである
- ③特定の視点ではなく、ホリスティックな視点から企業の事業活動と価値創出を説明するものである。様々な要素を包括したメカニズムであり、構成要素・リンク・ダイナミックスなどから構成されるシステムである

出所:姚俊「2016」「ビジネスモデルと企業報告」「同志社商学」 67(4), 369-382.

ESG情報開示基準等の特徴:GRI vs SASB

• 両スタンダードは「サステナビリティ」 (持続可能性) の意味するところ が異なっており、開示を求めるKPIにも大きな違いが見られる

GRIスタンダード

5.7.4.7.7.7

サステナビリティの捉え方

将来の世代がそのニーズを満たす能力を損な うことなく現代のニーズを満たすような発展 (=地球・社会システムのサステナビリティ)

情報開示の目的

経済・環境・社会に与える*インパクトの開示* (サステナビリティという目標に対するプラス/マイナスの寄与の開示)

概ね一致するKPIの例

GRI 302: エネルギー2016

開示事項 302-1 <u>組織内のエネルギー消費量</u>

- a. 組織内における非再生可能エネルギー源に由来する総燃料消費量(ジュールまたはその倍数単位(メガ、ギガなど)による)。使用した燃料の種類も記載する
- b. 組織内における**再生可能エネルギー源に由来**する **総燃料消費量**(ジュールまたはその倍数単位による)。 使用した燃料の種類も記載する

対照的なKPIの例

GRI 302: エネルギー2016

開示事項 302-5 **製品およびサービスのエネルギー必** 要量の削減

- a. 販売する製品およびサービスが必要とするエネル ギーの報告期間中におけるエネルギー削減量(ジュールまたはその倍数単位(メガ、ギガなど)による)
- b. エネルギー消費削減量の計算に使用した基準(基準 年、基準値など)、および基準選定の理論的根拠
- c. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール

製品・サービスの環境効率をどれだけ改善させたか (=地球環境へのインパクト)

SASBスタンダード

企業が長期にわたって価値創出する能力を維持し、または高める企業の活動 (=企業のサステナビリティ)

企業の所在場所にかかわらず、産業における 典型的な企業の財務状態や経営成績に当然、 影響をあたえると考えられる業種のサステナビ リティ課題のミニマム・セットについての開示

SASBスタンダード:鉄鋼、化学など27産業

·(1) <u>Total energy consumed</u>. (2) percentage grid electricity, (3) <u>percentage renewable</u>

SASBスタンダード: 自動車

• Number of (1) zero emission vehicles (ZEV), (2) hybrid vehicles, and (3) plug-in hybrid vehicles sold

SASBスタンダード: 自動車部品

• Revenue from products designed to increase fuel efficiency and/or reduce emissions

環境効率の良い製品・サービスをどれだけ販売したか、売上をあげたか (=経営成績へのインパクト)

ESG情報開示基準等の特徴:TCFD×CDSB×SASB

• CDSBとSASBは、フレームワークであるTCFDに基づく開示を実装するためのツールとして使えると主張

図6. TCFDが推奨する開示とCDSBフレームワークの要件およびSASBスタンダードとの整合性。

気候関連財務情報開示タスクフォースの提言

	ガバナンス		戦略		リスク管理			指標と目標			
CDSBフレームワークの要件	G a)	G b)	S a)	S b)	5 c)	RM a)	RM b)	RM c)	MT a)	мт ь)	MT c)
REQ-01:ガバナンス	•	•						•	•		
REQ-02:方針、戦略、および目標		•	•	•			•		•	•	•
REQ-03: リスクおよび機会			•	•	•	•	•	•			
REQ-04:影響の要因									•	•	•
REQ-05:実績と比較									•	•	•
REQ-06:見通し			•	•	•		•	•			
REQ-07:組織の境界											
REQ-08:報告方針											
REQ-09:報告期間											
REQ-10:修正再表示											
REQ-11:適合性											
REQ-12:保証											
SASBスタンダード	G a)	G b)	S a)	S b)	S c)	RM a)	RM b)	RM c)	MT a)	мт ь)	MT c)
基準適用ガイダンス	٥	٥	٥	٥	٥	٥	٥	٥	٥	٥	٥
業界固有の基準	#	#			#		#	#	٥	#	٥

18

- i. ESG情報開示を巡る現状確認
- ii. 多様化するESG情報開示基準等:その意義・特徴
- iii. ESG情報開示基準等に生じている課題:

課題① 整合性の向上

課題② 効果的なコンバージェンスの可能性

ESG情報開示基準等が乱立することに対する懸念の声が相次ぐ

• 過去2年において、様々な実務家・研究者から、ESG財務情報開示基準等に 生じている複雑さを懸念する指摘が相次いでいる



PRI & ICGN 10/2018

Douma, K., & Dallas, G. (2018) "Investor Agenda for Corporate Esg Reporting: A Discussion Paper by Global Investor Organisations on Corporate Esg Reporting."



Autorité des Normes Comptables: ANC 5/2019

Cambourg, P. (2019) "Ensuring the relevance and reliability of non-financial corporate information: an ambition and a competitive advantage for a sustainable Europe."



Oxford University 10/2018

Barker, R., & Eccles, R.G. (2018) "Should FASB and IASB be Responsible for Setting Standards for Nonfinancial Information?."



GPIF 6/2019

GPIF (2019) "Study of ESG Information Disclosure."



World Economic Forum 1/2019

WEF (2019) "Seeking Return on ESG: Advancing the Reporting Ecosystem to Unlock Impact for Business and Society."



Oxford University 9/2019

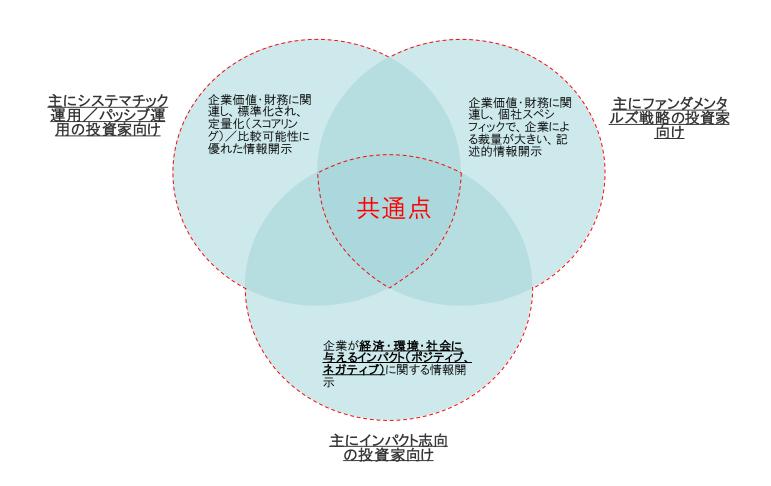
Barker, R., & Eccles, R.G. (2019) "Charting the Path to Standards for Nonfinancial Information."

主な指摘の内容は以下

- ESG情報の開示基準等が乱立する一方、コミュニケーションや調整が不 十分。その結果、整合性が欠如している
 - 企業(情報作成者)にとって: 開示基準等の内容を比較・精査する ことが複雑・煩雑、開示情報の実務的負荷が増している (いわゆる'reporting fatigue'が生じている)
 - **投資家(情報利用者)にとって:**開示される情報の「比較可能性」 が損なわれている
- 上述の課題克服に向けて、基準等の①整合性の向上、さらには②「コンバージェンス」(収斂)が必要である

基準間の複雑さ:「共通点」は存在する

• GPIF委託調査研究では「共通点」の存在が明らかとなった



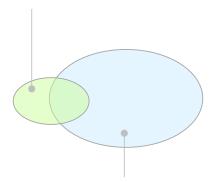
基準間の複雑さ:現実は「共通項」と「差異」の境界があいまい

• 同時に、「共通点」と「差異」を明確に線引きすることが困難な場合が少ないことも浮かびあがった

部分一致

SASBスタンダード:石油・ガス(採掘・生産)

Percentage of (1) proved and (2) probable reserve in countries that have the 20 lowest rankings in Transparency International's Corruption Perception Index



GRI 開示項目205-1

腐敗に関するリスク評価を行っている事業所

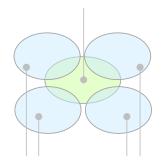
- a. 腐敗に関するリスク評価の対象とした事業所の総数と割合
- b. リスク評価により特定した腐敗関連の著しいリスク

3以上が複雑に関係

SASBスタンダード: ハードウェア

Percentage of Tier 1 supplier facilities audited in the RBA Validated Audit Process (VAP) or equivalent, by (a) all facilities and (b) high-risk facilities

※ RBA監査は、サプライヤーの労働(人権)、 安全衛生、環境保全、倫理などを対象とする



GRI 開示項目308-2:サプライチェーンにおけるマイナスの環境インパクトと実施した措置

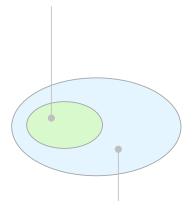
GRI 開示項目407-1:結社の自由や団体交渉の権利がリスクにさらされる可能性のある事業所およびサプライヤー

GRI 開示項目408-1:児童労働事例に関して著しいリスクがある事業所およびサプライヤーGRI 開示項目409-1:強制労働事例に関して著しいリスクがある事業所およびサプライヤーGRI 開示項目414-2:サプライチェーンにおけるマイナスの社会的インパクトと実施した措置※上記につき、具体的な報告要求事項は省略

部分集合

SASBスタンダード: 自動車

Number of vehicles recalled



GRI 開示項目416-2

製品およびサービスの安全衛生インパクトに関する違反事例

- a. 報告期間中に、製品やサービスについて 発生した安全衛生インパクトに関する規 制および自主的規範の違反事例の総件 数。次の分類による (略)
- b. 規制および自主的規範への違反がない 場合は、その旨を簡潔に述べる

整合性向上に向けた動き

- 2018年11月よりCorporate Reporting DialogueがBetter Alignment Project と称した2カ年プロジェクトを始動
- 開示基準等の策定団体が実際にコミュニケーションを行う点が特徴



Better Alignment Project 1年目の進捗

- これまでの成果は主に「マッピング・エクセサイズ」
- 整合性の向上にまで踏み込めるか、今後の動向に注目

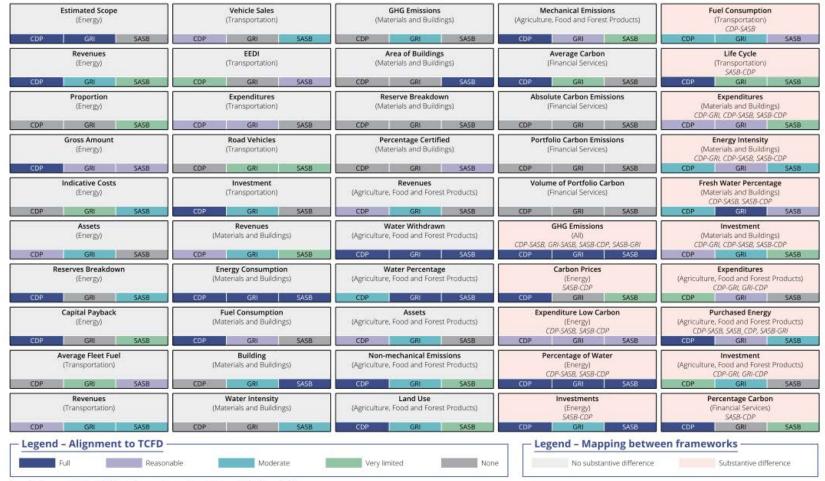


Figure 8: Alignment with the TCFD illustrative example metrics, and between CDP, GRI and SASB

For each of the 50 TCFD illustrative example metrics, the figure shows the level of alignment (i.e. full, reasonable, moderate, very limited or no alignment) with the relevant indicator(s) of each of the three participants, as indicated by the colouring of the CDP, GRI and SASB boxes.

The figure also shows the level of alignment between the three participants' relevant indicators. Where there is substantive difference it is shoded pink and the nature of that difference is indicated, i.e. SASB-CDP denotes that information collected by the SASB indicator is not applicable for reporting with CDPs framework.

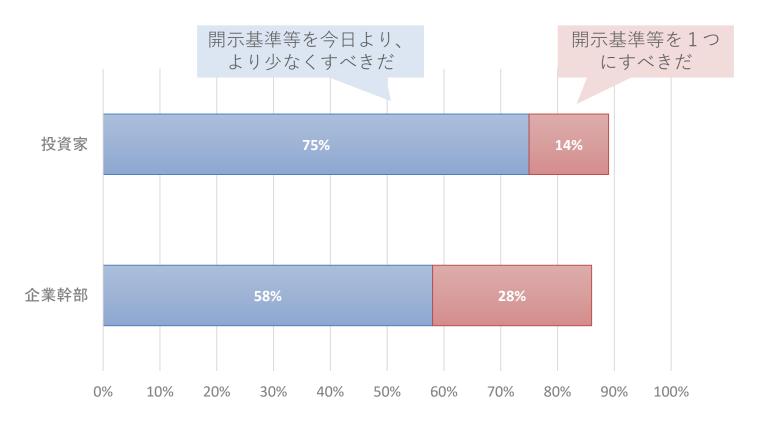
The name of each of the 50 TCFD illustrative example metrics is given in bold with the applicable sectors indicated in brackets.

- i. ESG情報開示を巡る現状確認
- ii. 多様化するESG情報開示基準等:その意義・特徴
- iii. ESG情報開示基準等に生じている課題:
 - 課題① 整合性の向上
 - 課題② 効果的なコンバージェンスの可能性

コンバージェンス(収斂)とは?

• 国際的に基準・ルールの統一化を目指すこと (ただし、「シングル・セット」への統一とは限らない。 例えば「規模別基準」「業種別基準」など複数への統一も考えられる)

Fig- ESG情報開示基準のコンバージェンスに関するアンケート調査結果



注:米国・欧州・アジアの企業幹部・投資家計107人を対象としたアンケート調査(2019年1~2月実施)。グラフは"agree"または"strongly agree"と回答した者の割合を表している 出所:Bernow, et al. (2019) "More than values: the value-based sustainability reporting that investors want,"

Mckinsev & Company, July 2019を基にして作成

財務会計基準とESG情報開示基準等の性質の違い

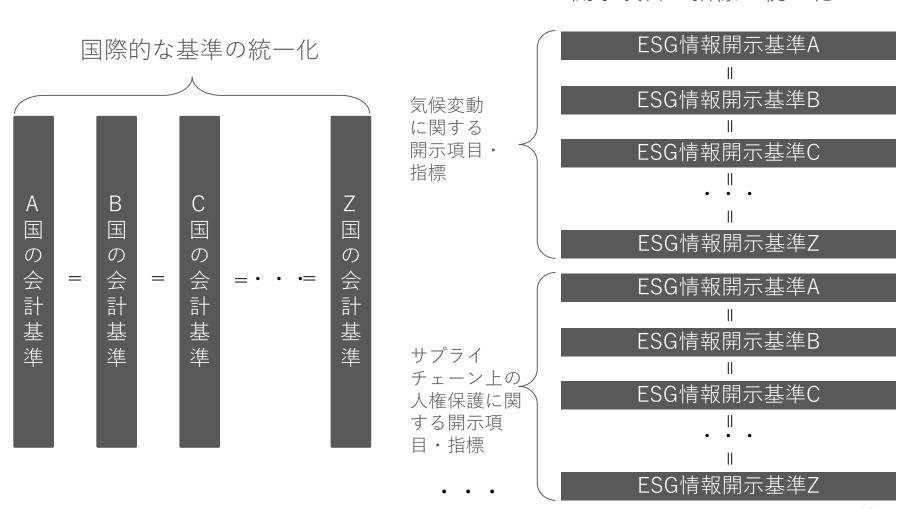
財務会計基準	ESG情報の開示基準等
• 強制 (規制)	• 任意
• 基本的には特定の基準全体の適用を企業に求める	• 基準全体を適用する必要 はなく、部分的な"つまみ 食い"も可能
• 基本的には単一選択 (どれか1つを選ばなければ ならない)	複数選択が可能 (1つも選ばないことも 可)

ESG情報開示基準等の有無によらず、企業は「自由演技」的な開示を行うことが可能であり、事実多くの企業が行っている。

財務会計基準とESG情報開示基準等のコンバージェンスの違い

ESGイシュー/トピック毎の

開示項目・指標の統一化



ESG情報開示基準等のコンバージェンスのメリット・デメリット

	情報作成者 (企業) にとって	情報利用者 (投資家)にとって
メリット	✔ 複雑さの解消(開示を 要請されている事項を 把握するのが容易)	✔ 開示情報の等質性・比較可 能性の向上
デメリット	✓ 選択肢の減少(ただし、 独自の開示が妨げられ るものではない)	✓ 情報ニーズに合致する情報 開示が減少するおそれ

コンバージェンスと「品質」は両輪で

- コンバージェンスは「比較可能性」を高める方向に作用するが、「品質」を高める方向に作用することは保証されていない
- しかし、当然、「品質」を低下させるコンバージェンスでは本末転倒 (結局、企業が自発的に行う「自由演技」的な開示への投資家の依存度が 高まるだけと考えられる)

トップダウンの コンバージェンス

演繹的、中央集権的(規制による強制)

✓ 規制当局等が、新しい開示基準等を一から 開発した上で、企業への適用を強制する

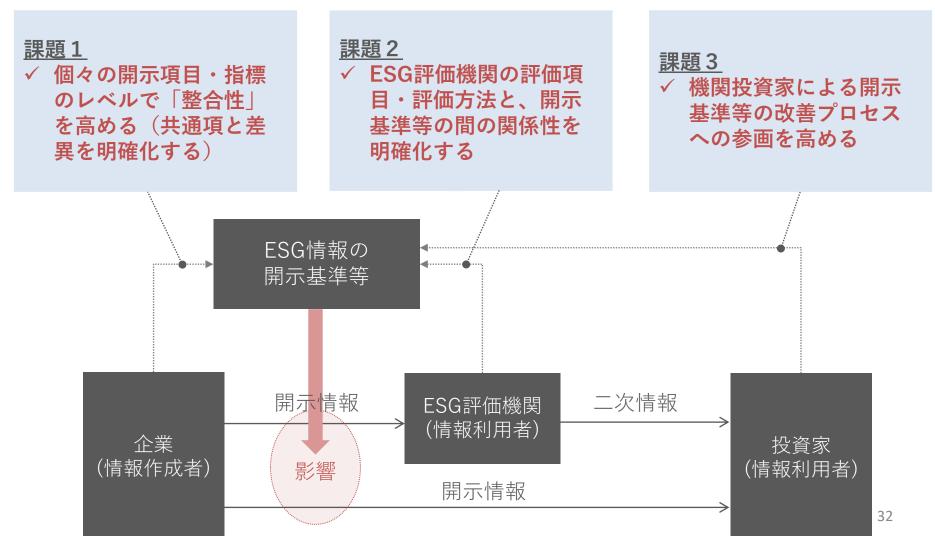
ボトムアップの コンバージェンス

帰納的、基準間競争(市場原理の活用)

- ✓ 既存の基準間の競争を促進する (既存の基準等を出発点に改善を促す)
- ✓ <u>企業が、選択肢の中から品質がより高い基準等を選別する(そうでない基準は淘汰される)</u>

効果的なコンバージェンスに向けて考えられる3つの課題

• 基準等の間の「競争強度(Intensity of competition)」を十分に高めること、 すなわち、企業による「選択圧(淘汰圧)」を十分に高めることが重要と 考えられる



【参考】財務会計基準のコンバージェンスに関して参照した文献一覧

- 岩崎勇(2014)「経済のグローバル化と会計基準の多様性の現状と課題」『国際会計研究学会年報』第1号, 25-39.
- 太田康広(2007)「会計基準間の競争とコンバージェンス」『企業会計』第59巻第3号,449-461.
- 斎藤静樹 (2006) 「Accounting 連続インタビュー 斎藤静樹 企業会計基準委員会委員長に聞く(第6回)コンバージェンスの進め方 | 『企業会計』第58巻第10号, 1580-1583.
- -- (2011a) 「会計基準作りの基準と会計研究-社会規範、概念フレームワーク、コンバージェンスー」『會計』第179巻第1号, 1-13.
- 一一(2011b)「会計基準開発の基本思想とコンバージェンスの在り方」『金融研究』日本銀行金融研究所2011年8月号, 1-18.
- 一一(2019)『会計基準の研究<新訂版>』中央経済社.
- Ball, R. (2006) International Financial Reporting Standards (IFRS): pros and cons for investors. *Accounting and business research*, 36(sup1), 5-27.
- Dye, R. A., & Sunder, S. (2001). Why not allow FASB and IASB standards to compete in the US?. *Accounting horizons*, 15(3), 257-271.
- Sunder, S. (2002). Regulatory competition among accounting standards within and across international boundaries. *Journal of accounting and public policy*, 21(3), 219-234.
- —— (2010). Adverse effects of uniform written reporting standards on accounting practice, education, and research. *Journal of accounting and public policy*, 29(2), 99-114.
- —— (2011). IFRS monopoly: the Pied Piper of financial reporting. *Accounting and business research*, 41(3), 291-306.
- Watts, R. L. (2006). What has the invisible hand achieved?. *Accounting and Business Research*, 36(sup1), 51-61.

- ◆ 当資料は制度あるいは仕組みのご説明と弊社がご提供できるサービスをご紹介するために作成したもの です。予め特定の方向や対応を推奨する目的のものではありません。
- ◆市場見通し等は、お客様の運用方針や投資判断等の参考となる情報の提供を目的としたものです。実際 の投資等に係る最終的な決定は、お客様ご自身のご判断で行っていただきますようお願い申し上げま す。
- ◆投資する有価証券の価格の変動等により損失を生じるおそれがあります。
- ◆当資料に記載された運用商品、手法等は、リスクを含みます。運用実績は市場環境等により変動し、運 用成果(損益)は全て投資家の皆様のものとなります。元本が保証された商品、手法ではありません。
- ◆当資料は、現時点で信頼できると考えられる情報を基に作成しておりますが、情報の正確性や完全性を 保証するものではありません。
- ◆ シミュレーションやバックテスト等は、参考データをご提供する目的で作成したものであり、将来の利 回りを保証するものではありません。
- ◆当資料は、2019年12月現在で作成しております。
- ◆ 当資料に関わる一切の権利は、引用部分を除き弊社に属し、いかなる目的であれ当資料の一部または全 部の無断での使用・複製は固くお断り致します。
- ◆当資料に掲載したインデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、当該イン デックスの公表元またはその許諾者に帰属します。

ニッセイアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第369号 一般社団法人 投資信託協会会員